

第 2 1 回青森県男女共同参画審議会議事録

日時 平成 2 3 年 6 月 3 0 日 (木)

1 3 時 3 0 分 ~ 1 5 時 3 0 分

場所 ラ・プラス青い森 2 階カメラア

[出席委員] 佐藤 (恵) 委員、内海委員、松本委員、佐藤 (淳) 委員、山谷委員、
東出委員、斉藤委員、本間委員、石田委員、北村委員、木村委員

[欠席委員] 日景委員、益城委員、富山委員、逢坂委員

司 会 : ただ今から「第 2 1 回青森県男女共同参画審議会」を開会いたします。
開会にあたりまして、環境生活部 関次長から御挨拶申し上げます。

関 次 長 : 私、部の次長をしております関と申します。

本日は御多忙のところ、委員の皆様には御出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、日頃から男女共同参画行政の推進に当たりまして、格別の御理解と御協力を賜り、
この場を借りて感謝申し上げます。

県では、平成 1 3 年 7 月施行の青森県男女共同参画推進条例とともに、男女共同参画の
推進に関する基本計画であります「新あおもり男女共同参画プラン 2 1」に基づきまして、
各種施策の推進に取り組んで参ったところでございます。このプランは計画期間が平成 2 3
年度までとなっております、今年度中に 2 4 年度以降の新たな基本計画を策定すること
としているところです。策定に当たりましては、男女共同参画社会をめぐる国内外の様々
な状況変化を勘案しながら、かつ、昨年末に策定されました国の第 3 次基本計画を踏まえ
た内容とする必要があると考えております。

県といたしましては、新しい計画が本県における男女共同参画社会の形成を力強く推し
進めるものであると同時に、また、これまでのプランでも掲げさせていただいております
が、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」という大きな目標を達成することができる
計画としたいと考えております。

本日、この場で、新たな基本計画策定に当たっての基本的な考え方についてということ
で諮問させていただくこととしております。委員の皆様には、忌憚のない御意見、あるい
は御提言を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後とも本県の男女共同参画社
会の実現に向けまして、一層の御理解と御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げ
まして、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

それでは、よろしくお願いたします。

司 会： 委員の皆様には昨年度と変更ございませんが、4月の人事異動により事務局員に変更がございましたので、御紹介いたします。

先程御挨拶申し上げました、環境生活部の関次長です。青少年男女共同参画課の神課長です。男女共同参画課男女共同参画グループマネージャーの山谷副参事です。本日はこの他、男女共同参画グループの職員及び次期基本計画案の関連事業関係課の職員が出席しております。

次に会議内容の公開についてお願い申し上げます。本日の審議会における御発言につきましては、県の行政改革大綱の提言に基づき、後日、県のホームページにて議事録として公開することとしておりますので、予め御了承ください。

ここで会議の成立につきまして御報告いたします。会議は青森県附属機関に関する条例第6条の3に基づき、過半数以上の出席を必要としております。本日は、委員15名中、日影委員、富山委員、逢坂委員、益城委員の4名の委員が欠席されておりますが、過半数の出席がございましたので、会議は成立しております。

それでは、議事に入らせていただきますが、青森県附属機関に関する条例第6条の2に基づき、会長が会議の議長となることが規定されておりますので、今後は、佐藤会長に議事を進めていただきたいと思います。なお、委員の皆様をお願い申し上げます。御発言の際は恐縮ですが、マイクを御使用くださいますようお願いいたします。では、佐藤会長よろしく願いいたします。

佐藤会長： 改めまして、皆様こんにちは。大変御無沙汰しておりました。確か前回の審議会は2月8日に開催されたと思います。その後3月11日には東日本大震災がありまして、もう今3ヶ月半、111日位になりますが。まだまだ被災地では行方不明の方、それから、避難所で不自由な生活を送っていらっしゃる方が沢山いらっしゃいます。それから、福島原発事故の方も収束の目処が立たない状況で、これから日本社会がどうなっていくかという非常に不安な状態にあります。それから、皆様におかれましても、間接、直接あるいは有形無形に、この震災による影響を様々にお受けになって御苦労されていらっしゃるのではないかとお察ししております。また、お見舞い申し上げます。

今日はこのような中で、青森県の第3次の男女共同参画の基本計画を策定するに当たり、審議会が開催されることになりました。青森県に限りませんけれども、この震災から立ち直って明るく未来を展望できるような社会を作っていくためには、今こそ男女共同参画が求められているのではないかと思います。男女を問わず、あるいは年齢を問わず、皆が心と力を合わせて新しい社会作りに向けていく時だと思います。そのような時にこのような会議が開かれたことを私は巡り合わせだと思っております。先程関次長さんからもお話があったように、この計画は、後で計画期間の話があると思いますけれども、今後の青森県の男女共同参画を推進していく上での非常に大きなよりどころとなるものですので、

今日の審議会ですっかり皆様の御意見、議論を進めて、実効性のあるプラン作りに審議会としてのしっかりした役割を果たしていきたいと思っております。

どうぞ皆様、積極的に御発言いただきますように、よろしくお願いいたします。

前置きが長くなりました。早速、議事を始めさせていただきます。

まず、案件1の第3次あおり男女共同参画プラン21の策定についてですが、本日は知事から諮問がございますので、それをまずお受けしたいと思います。

関次長： 青森県男女共同参画審議会、会長 佐藤恵子殿、青森県知事 三村申吾、青森県附属機関に関する条例第2条及び青森県男女共同参画推進条例第8条の規定に基づき、次のとおり諮問します。「諮問 青森県男女共同参画推進条例を踏まえた男女共同参画の推進に関する施策の基本的な方向について、貴審議会の意見を求めます。」
何卒、よろしくお願いいたします。

佐藤会長： 確かにお受けいたします。

佐藤会長： ただ今、諮問書を受け取りました。

それでは早速、審議を開始したいと思います。まず、この事について、事務局から概要を、それから事務局の素案について御説明をいただきたいと思っております。神課長から御説明していただいた後、山谷副参事の方から、包括的に御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

神課長： まず、現行の「新男女共同参画プラン21」でございますが、この位置付けは、男女共同参画社会基本法第14条と、青森県男女共同参画推進条例第8条の規定を根拠としております。それで、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画という位置付けとなっております。これが今年度で計画期間が終了いたしますことから、平成24年度以降の本県における男女共同参画社会の形成に関する様々な状況変化を考慮しながら、基本的な計画を新たに策定するものでございます。本日、お渡ししております策定スケジュールの一覧表がございます。

昨年度2月の審議会では、この策定にあたりまして分科会を設置するという事としておりました。その後、検討した結果、広く委員の皆様から多く意見をいただく機会を増やそうということで、分科会設置ではなく、この審議会そのものの回数を増やすということに変更しております。

それで、本日6月30日に、諮問させていただきました。

本日頂戴した御意見を、庁内の関係課と調整した上で、8月に2回目の審議会を開催し、その後9月頃にパブリックコメントを実施します。11月には3回目の審議会を開催し、答申という形で頂戴する予定です。その後、庁内の組織での決定等を踏まえて、計画とし

ては、4月以降開始できるスケジュールで考えております。スケジュールについては以上です。

山谷GM： 男女共同参画グループのマネージャーをしております、山谷と申します。

それでは引き続きまして、私の方から資料の1から5までを使って、今回御審議いただく「第3次あおり男女共同参画プラン21」これは仮称でございますが、それについて説明させていただきます。

まずこの名称ですが、一番最初に男女共同参画プラン21を作りましてから、改定した際に「新あおり男女共同参画プラン21」ということで「新」をつけましたが、今回は「新・新」という訳にも参りませんので「第3次あおり男女共同参画プラン21」ということにさせていただきたいと考えております。計画期間は、今、課長の方からもお話がありましたように、平成24年度から28年度までの5年間の計画ということになります。

資料1について、説明いたします。計画の位置付けにつきましては、基本法そして県の条例に基づく基本計画でございます。このプランの基本理念につきましては、条例に掲げている5つの基本理念を基にしております。まず、1番は「性別による差別の禁止、個人として能力を発揮できる機会の確保、夫婦・男女間の暴力根絶その他男女の人権尊重」でございます。2番目といたしましては「社会における制度及び慣行についての配慮」、3番目は「県における政策又は民間の団体における方針立案及び決定への共同参画」、4番目は「家庭生活への共同参画と、家庭生活における活動と他の活動の両立」、そして5番目は「男女が互いの身体的特徴を理解し合うことによる、生涯にわたる健康と権利の尊重」です。

更に前回のプラン策定からの5年間の社会背景を説明いたします。「社会経済情勢の変化」は人口構造の変化、少子・高齢化の進行と労働力人口の減少ということが言われております。今日の新聞でも昨年の国勢調査の1%抽出速報が出ておりましたけれども、ますます、子どもは減って、高齢者は増えていると。そして労働力人口も減っているということが、報道されています。また、「ライフスタイル、家族形態の多様化」。それは、若者・高齢者の単身世帯、一人親世帯の増加というのがあります。「就業構造の変化」といたしましては、女性労働力が増加しているなかで、労働力のM字カーブということがまだ女性の問題になっているということ。最近、よく言われております「仕事と生活の調和」。「ワーク・ライフ・バランス」という言葉で、目にしたり耳にしたりもするようになってきております。それから「グローバル化の進展」、多文化共生社会とかいわれるようになってきています。

また、「女性に対する暴力」これは女性に対する暴力の潜在化という表現をしています。実は女性に対する暴力は数としてはそんなには増えてきていないのですが、潜在化してきている。と申しますのは、平成21年12月に県で意識調査を実施した時に、意識調査にお答えいただいた女性の3分の1は「暴力を受けた経験がある」と答えています。また、「暴力を受けた経験がある」と答えた3分の1の方々の、4分の3はそれをどこにも相談

していないと答えています。ということは、誰にも相談しないという方が非常に多いという実態にある訳です。そういったことでの「暴力の潜在化」ということです。それから、若年層におけるデートのDV。これは若い人の間でも、非常に暴力が問題になってきているということです。県民意識調査で男女の地位の不平等感、男性が優遇されていると感じている県民が多いということと、根強い固定的性別役割分担意識があります。未だに「男は仕事、女は家庭・育児」の意識が非常に強いといった結果が出ています。

そういった本県の状況とともに、国の第3次の男女共同参画基本計画が昨年12月に策定されています。国は第3次の基本計画を作る際に、男女共同参画社会基本法ができてからの10年間を省みて、男女共同参画が十分に進まなかった理由は何と言っても、固定的な性別役割分担意識が根強く、国全体で改善できなかったという事を1番目に上げております。また、男女共同参画があらゆる人にとって必要という認識が広がらなかったということも進まなかった理由だとしています。つまり、それは男女共同参画は一部の働く女性だけに限られた問題じゃないかという認識が強くて、男性にとっても、また高齢者、子どもにとってもこういったことは必要だという認識が広がらなかったということを反省し、第3次の国の基本計画は作られています。その特徴は、新しく重点分野を設けており、「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「生活困難に直面する男女への支援」、「地域、防災等における男女共同参画の推進」です。

また政策方針決定過程への女性の参画拡大ということで、『2020年30%』達成に向けた積極的格差是正、ポジティブアクションの推進ということを強く打ち出しております。また、「雇用問題、男女間の賃金の格差」、それから女性は出産子育て時に労働力率が下がるので、「M字カーブ」とよくいわれていますが、「M字カーブ」の解消を出しております。

そういった社会情勢の変化や、国の基本計画を勘案して、下の段ですが、今回の計画の策定のポイントとなります。現行プランの推進方向の枠組は継続しつつも、社会経済情勢への対応を次のとおり拡充・新設します。これまでも取り組んできていますが、「女性の活躍による社会の活性化」。それから「男性にとっての男女共同参画の推進」です。「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」、「生活上の困難に直面する男女への支援」。そして、震災で非常に地域というのが問題になっていますけれども「地域社会の活性化と男女共同参画の推進」、最後に「推進体制の充実」。矢印で真ん中に大きい欄で構成を示しています。【大目標】「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」。この大目標を目指した新しい基本目標、そして重点目標について説明させていただきます。

ここからは、資料の3を御覧ください。

資料3の上に、現在の「新あおもり男女共同参画プラン」とそれから下に、改定後の「第3次」のプランと上下で構成を比べています。まず、基本目標ですが、現在は5つの基本目標を定めています。この数は変わらないわけですが、順序と内容について修正を加えています。まず、基本目標です。現行の基本目標Vに「国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進」がありますが、新しいプランの方ではそれぞれ重点目標のほうに移行するとい

う形で国際社会を視野に入れたというところは基本目標から外れています。改定後の基本目標Ⅰ「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、これは変わりありませんが、1番先にまず女性の参画拡大を図るということです。そして今までは、職場、家庭、地域という実際の場面が出てきていましたが、国の計画にもございましたし、県の意識調査でもはつきりしているのは、まだまだこの「男女共同参画」が浸透していないということで、基本目標Ⅱに「男女共同参画意識の定着」という形で設けています。現在の計画では基本目標のⅣに「意識の改革」と設けていますが、これをⅡに持って参りました。それから、順次繰り下がって「職場・家庭における男女共同参画の実現」。これは、これまでは「職場・家庭・地域における」ということにしておりましたけれども、「地域」は基本目標のⅣに新しく設けています。基本目標のⅢは「職場・家庭における男女共同参画の実現」、そして、基本目標のⅣに「地域社会における男女共同参画の実現」。これまで基本目標Ⅳであった「人権」はⅤということになっています。

更に、推進体制のところですが、現在の計画では重点目標の7番に「青森県男女共同参画センターの充実」ということを挙げています。県男女共同参画センターも出来てから既に10年が経過しまして、非常に広範に県のセンターとして知られて、いろいろ活用されてきており、これを推進体制の方にもって参りまして、「青森県男女共同参画センターの機能充実と連携強化」という形で推進体制の充実を図ることにいたします。

そして、現在の重点目標は14の項目がございますけれど、新しいプランでは重点目標は15に数を増やしています。若干文言も修正していきまして、それに合わせて、重点目標の2「女性の人材育成と能力の開発（エンパワーメント）支援」。それから、重点目標4に「男性にとっての男女共同参画の推進」を新しく設けました。それから、重点目標5に、これまではちょっと分かりにくい表現で、重点目標12に「多様な選択を可能にする教育・学習の機会の充実」ということで教育のことを述べていますが、重点目標5に「男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実」、今まで13番目にありました「国際交流・国際協力の推進」を重点目標6「国際的視点に立った男女共同参画の推進」に設けています。重点目標9、これは今まで重点目標5に「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援」という表現でありましたものを、重点目標9「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」と文言を整理しています。それから、重点目標10に、これまでの重点目標6「高齢者等が安心して暮らせる環境づくり」と13「国際交流・国際協力の推進」、これは外国人の方も含んでいますので、合わせまして、地域社会の「高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境づくり」。それから、重点目標11に「生活上の困難に直面する男女への支援」を新しく設けております。重点目標12に「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」ということで、現在の重点目標の5、14、そして新しく防災を加えて、重点目標に掲げています。こういった形で新しい部分と今までの重点目標であったものを「地域」というくくりでまとめ、若干入れ替えをしながら、新しいプランの体系を作らせていただきました。

資料1に戻ります。右側の方に「青森県基本計画 未来への挑戦」。これは、平成21年度から25年度までの青森県の計画です。生活創造社会に向けて、県のプランでは「男女共同参画社会」というのが「すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮しながら、自ら意思と選択に基づいて自分らしく生きていくことができる社会」と規定しています。また、男女共同参画プランの進行管理には、10の指標を設けています。指標については、後程、資料5で別に詳しく説明します。

続いて、資料2、具体的な中身について、御説明いたします。資料2の3頁から「計画の策定にあたって」ということで「国の動き」「世界の動き」それから「青森県の動き」と、現在のプラン策定以後の部分を追加しています。それが10頁の上のところまでになります。10頁から「時代の潮流と新たな課題」ということで、前回以降の社会情勢も含めまして、新たな課題を記載しています。まずは、(1)「社会経済情勢の変化」、(2)「グローバル化の進展」、(3)「女性に対する暴力」、(4)平成21年12月に実施した「県民意識調査」という4つの視点で述べております。

(1)の「社会経済情勢の変化」。最初が人口構造の変化です。先程から述べています少子化・高齢化。これが非常に早いスピードで進んでいます。ここに掲載している数字は、平成17年までの国勢調査結果です。国勢調査の数字は今日速報が発表になっていますが、人口、世帯、年齢別などの細かい数字は10月でないと発表にならないので、10月に発表になった段階で新しい数字に置換させていただきます。若干それによっては文言が変更になる可能性もあります。人口構造の変化ですが、青森県も全国的な傾向と同様に子どもはどんどん減っていますし、高齢者は増えています。高齢の単身世帯、高齢夫婦の世帯、これも増えています。また平均寿命は全国に比べると、青森県はちょっと低いのですが、傾向としては同様に男女共に延びてきています。それから、「ライフスタイル、家族形態の多様化と地域社会の役割」では、女性の様々な生き方。それから、3世代同居が多かったのが、減少してきているといった家族形態の変化。地域での繋がりが薄れてきて、孤独死、或いは一人で地域との繋がりが無い方が増えてきているというような実態もありますので、そういったことを述べております。

それから、3番目に就業構造の変化ですが、女性の就業者は、最近はどんどん第3次産業の従事者が増えてきている実態があります。それから労働力率は、全国平均よりは女性の方の「M字カーブ」の窪みが少ないわけですが、やはりまだ「M字カーブ」ということで出産子育て期には仕事を辞める女性が多いということになります。

それから、新しく付け加えました4番目に「社会情勢の変化による新たな課題」。厳しい経済雇用情勢の中での貧困。それから、地域での孤立。こういった様々な生活上の困難に直面する人々が増加しているということ。特に女性の場合は、よく言われる、相対的貧困率が高く、母子世帯や高齢単身女性でその傾向が顕著であると。こういった低収入、不安定雇用の若者の増加が、晩婚化それから非婚化で、これが更に少子化に結びついている。こういった状況の中で、仕事と子育ての両立に加えまして、仕事と介護の両立。こういっ

たことも大きな課題になってきています。それから、地域の間関係が希薄化し、地域力が弱体化してきていると。最後の所に、心の健康ということで書いていますが、自殺が全国で3万人を超えて13年目となっています。青森県でも自殺率が非常に高く、男性がその7割を占めているという実態で、対策が求められているところです。

それから、「グローバル化の進展」。日本は、女子差別撤廃を批准してから、国連の女子差別撤廃委員会から様々改善するよう勧告を受け続けてきているわけなんですけれども、そういった課題が多々有る中で、国としては、2020年までに指導的立場に女性を30%ということ強く打ち出しておりますし、その他、なかなか変わらないことの根底にある固定的性別役割分担意識も変えて、その他このいろいろ勧告を受けている事柄を改善して、国際的評価を得ていくようにしたいと述べています。これをやっていくためには、それぞれの都道府県そして市町村が、地域の人々に対して、今、日本はどのような状況なのかということを理解していただくといった理解普及が必要なので、そういった意味でも、国際規範、国際基準の理解、普及を図っていくということが必要だとここで述べています。

それから、14頁に「女性に対する暴力」ということで、本県の相談件数に関しましては横這いから昨年度は減少いたしております。これは、相談体制の整備等に取り組んできたことによるものかとは思いますが、先程、意識調査の結果で少し話しましたが、DVの被害を受けた人の4分の3は相談してなかったと回答しており、相談をためらったり、悩みを一人で抱え込んでいる人が多いことが、意識調査から出ています。若年層の恋人間の暴力。これを「デートDV」と言っていますが、そういったことも問題です。ここでは、女性に対する暴力ということの根絶を目指して取り組んでいく必要があると述べています。

4番目といたしまして、平成21年12月に実施いたしました、県民意識調査の状況を述べています。県民意識調査の結果を見ると、「男女の平等感」では「学校教育の場」「法律や制度」を除くと、やはり多くの場で男性が優位という回答が半数以上を占めています。また、「男は仕事・女は家庭」という固定的性別役割分担意識についても「同感する」という方が、男性の場合は若干減っておりますし、女性の場合はわずかに増えており、まだ相当あるので、取組が必要だということをおこ「県民意識調査」のところで述べています。

そして、16頁のところからは「計画の内容」に入ります。「基本的な考え方」、「基本理念」は今までと同じで、「めざすべき青森県の男女共同参画社会像」は県のプランでもあります「未来への挑戦」の中でも、「生活創造社会」の記述と共にこれを支える大きな柱といたしまして、「男女共同参画社会」を掲げています。

18頁は具体的な体系図になっております。

19頁からは「基本目標」、「重点目標」に入らせていただきます。

今日差替資料で一枚を出しています。「現状と課題」を読みます。「県が設置する審議会等の女性の登用率については、新青森県婦人行動計画（平成元年7月）に掲げた2000（平成12）年度末までの登用目標15%を1997（平成9）年に達成し、その後は目標を30%として登用促進に努めた結果、2000（平成12）年9月には30.6%達

成し、2001（平成13）年3月末には、31.1%と全国1位になりました。その後、2003（平成15）年10月に青森男女共同参画推進本部を設置し、「あおり男女共同参画プラン21」及び「新あおり男女共同参画プラン21」を着実に推進していくための指標目標として県審議会等の女性委員比率50%を掲げて登用促進を図っていますが、法律等により委員の9割以上が充て職となっている審議会を除いた割合は、2011（平成23）年4月現在40.0%となっています。」というのが今までの記述で、更に、「ただし、全審議会の割合は32.7%に留まっているため、今後は全審議会における女性委員比率40%以上を目標とし、なお一層の人材登用に取り組む必要があります。」と、下線部分を加えています。県では、順調に目標を前倒して審議会への女性の登用率を達成していったこともあり、平成15年3月に36.3%まで登用率が伸びた時に、男女均等、男女同率ということを目指して、フィフティ・フィフティの50%ということを目指しました。しかし、その後、全審議会の割合は下降線を辿りまして、現在は32.7%に留まっている状況です。職務指定のある審議会の場合、委員の中に女性が入りにくいということから、委員の9割以上が充て職の審議会を除いて女性委員の登用率を計算するという2段階の方法を、平成18年度から実施し、今年もその集計は出しています。それでいきますと40%を超えています。実は職務指定も、これまでは何々の長、たとえば市町村長とか職務指定がはっきりしているものが非常に多かったわけですが、国自体も「何々の長及びその長が指名する者」というように職務指定の仕方を変えてきていますので、県といたしましてもそういうことも考慮いたしまして、全ての審議会をまた土俵に乗せることにしました。全ての審議会において「女性委員比率40%以上」。この「40%以上」は、男女共同参画審議会も「男女のいずれか一方の数が総数の10分の4未満であってはならない。」と規定しています。つまり、それぞれの性が40%以上で構成するようこの委員会は規定されているわけです。国自体がそういうことを目標にしているのです、県としても「40%以上」を各審議会を目指していくということにしました。

19頁から20頁にかけては、県及び市町村での女性の参画あるいは登用です。登用率は、伸びたり減少したりということではなかなか伸びが思ったようには進んでいない状況です。「施策の方向」は、20頁の2番の「県における女性職員の積極的登用促進」。県が一番出来ることですが、「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の効果的導入の検討」。5番目に「女性の参画の必要性についての理解・普及」を掲げています。

21頁の重点目標2で「女性の人材育成と能力開発（エンパワーメント）の支援」ですが、これも県は今まで女性の人材育成というのを様々な事業を通じて行ってきたわけですが、女性たちの能力を引き出し、支援する。21頁の「施策の方向」2番の④に「キャリア形成のモールドモデルとなる女性の情報収集と提供」、「女性のネットワーク作りの支援」を掲げています。

22頁の基本目標2番は、「男女共同参画意識の定着」です。先程も述べましたが、日本は、国際婦人年を契機とした国連の動きと一緒に男女共同参画に取り組んできているので、

そういった考え方の理解・普及を図っていきます。

24頁の重点目標4で「男性にとっての男女共同参画の推進」を掲げています。これまでも教育学習の分野において、男性を対象とした学習機会の提供・充実といったと取組はしていましたが、それでは弱いということで重点目標に掲げました。

重点目標5は「男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実」。これは「多様な選択を可能にする」という、ちょっと分かりにくい表現でしたが、男女共同参画ということをはっきりと出しました。

そして、26頁の重点目標6「国際的視点に立った男女共同参画の推進」この中で「国際規範・国際基準の理解・普及」というのを述べさせていただいています。

27頁に基本目標Ⅲに「職場・家庭における男女共同参画の実現」ということで、これまであった「地域」は基本目標Ⅳに別立てにしています。重点目標7は「雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保」。29頁の「施策の方向」の2に「女性の継続就業の推進」つまり、出産育児で辞めなくていいように、あるいは辞めた後もまた復職できるような方策を考えていくという形での事業計画の推進。こういったことを1つ新しく施策として掲げました。

それから、重点目標8「農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の推進」。これは30頁の「施策の方向」で、上から2番目の段落に特に「農山漁村の女性が経営や農林水産物の加工・販売等の起業活動」これらも生産から加工そして販売まで行う「6次産業化等の運営に積極的に参画していくためには、広域的なネットワークづくりや都市部の女性との交流を促進することが必要です。」ということで、「施策の方向」の5「VIC・ウーマンの活躍の場の拡大」、4「女性の経済的地位と能力の向上」で⑦「起業等の支援」それから⑨「労働条件の整備」を新しく掲げています。

そして、重点目標9「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」ということで家族介護も含めてのワーク・ライフ・バランスについて述べています。32頁「施策の方向」で、2「男性の家事・育児・介護等への参画促進」、3「社会全体で子育てを推進する環境づくり」、4「社会全体で介護をする支援する環境づくり」、5「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての理解・普及」ということで掲げています。

それから、基本目標Ⅳ、33頁になりますが「地域社会における男女共同参画の実現」ということで、地域社会については、ここ基本目標Ⅳでまとめています。重点目標10「高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境づくり」。35頁、重点目標11「生活上の困難に直面する男女への支援」、地域社会で考えるということです。

35頁の重点目標12「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」ということで、現計画では、防災とか災害に対応する記述がありませんが、「災害発生時には、不便な生活環境の下で家事や育児などの家庭的責任に対する負担が女性に集中する問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの

違いを把握して進める必要があります。現状では、災害（防災・復興）対策の方針決定過程への女性の参画はまだ進んでいないことから、方針決定過程とともに現場への女性の参画を促進し、女性の意見や視点を十分に反映することが必要です。」と新しく設けました。

そして、37頁は「男女の人権が推進・擁護される社会の形成」。重点目標13「女性に対するあらゆる暴力の根絶」。

それから38頁に重点目標14「メディアにおける男女共同参画の推進」。

39頁に重点目標の15「生涯を通じた男女の健康支援」を掲げています。

41頁からは「計画の総合的な推進」ということで、「基本目標」「重点目標」を推進するための体制を述べています。43頁の6「青森県男女共同参画センターの機能充実と連携強化」ということで、ここにセンターをはっきりと位置付けさせていただきました。プランの具体的な中身についての説明は以上です。

資料の4を続いて御覧ください。この中で男女共同参画を推進していくための指標です。数は今の現行の10個と変わりません。変わりましたのは、基本目標Ⅳの「地域社会における男女共同参画の実現」に、「消防団員に占める女性団員の割合」平成22年度の女性団員1.99%を、平成28年度、プランの最終年度までには2.5%までもっていくということを新しく入れております。

戻ります。1番の指標の「県審議会等の女性委員比率」は「50%」を「40%以上」に変更しています。大きく変わりましたのが、基本目標Ⅱの3「男女共同参画基本計画策定市町村割合」については、現在18市町村で42.5%を80%まで持っていきたいということです。それから5番の「育児休業の取得率」も、平成28年度の取得率の目標は、女性90.6% 男性1.23%に、男性は今0.8%なので非常に厳しいんですが…。それから「家族経営協定締結農家数」も大きく伸びています。それから「放課後児童クラブ等設置率」。ただいま集計中ですが、県内の総小学校の75%を目標とする。9番は「DV予防啓発セミナーにおける理解度」。これまでセミナーをやってきてご理解いただく率は高いんですけど、100%を目指すということですね。「乳児死亡率」は、前よりは減少させるということです。

そして、最後、資料5ですが、新しいプランに合わせました、現在県の各課が取組んでいる事業を当てはめています。県の各課各事業を通じて男女共同参画社会の実現を目指しています。まだ欄が埋まっていないところがありますが、24年度以降の事業をこれから考えていくことになっていきます。私の方からは以上でございます。

佐藤会長： ありがとうございます。非常に膨大な内容を分かりやすく、ご説明いただけたと思います。これらの資料は事前に委員の皆様にもお届けしてありますけれども、御多忙等で十分に読み込まれてはいないかもしれませんが、一応目を通していただいているということで、順次、御質問、御意見を伺いたいと思います。

まず最初に、課長さんの方から、スケジュール、それから策定方法についても変更した

という御説明がありました。この点についてはよろしいでしょうか。

私も意見を求められて賛成をいたしました。やはり審議会のいろいろな委員の方々の御意見を直接反映出来るような形でプランを練るのが望ましいと思いましたので、この様な形にさせていただいております。実質は今日と次回と、第3回目は答申の時になりますけれども、3回御意見をいただくことが出来ると思いますので、それを活かしたいと思っています。

次にプランの方におきまして、「第3次あおもり男女共同参画プラン21」ということで、資料1を基に計画の位置付け、策定の背景ということで国の男女共同参画計画の特徴も踏まえた上で、青森県の現状に即して、6つぐらいポイントを設け、それを活かしたプランの素案になっているということです。基本目標につきましても、これまでの「新あおもり男女共同参画プラン」をベースにはしておりますけれども、若干の基本目標の順番の変更、それから文言の変更、更にそれに基づいて重点目標の新設、入替が行われております。大体そのようなことと、具体的な所でページ数を指定して御説明していただきました。この中で、どこからでも構いませんので、御意見をいただきたいと思っております。

それで今日は、先程御案内がありましたように、このプランの直接の担当課だけではなく、実際これを実現されるための事業に関わる関係各課の担当者にもおいでいただいているということですので、ここに出された意見が、全て実現するとまではいかないかもしれませんが、ここに出された意見を踏まえて、実現されるように御努力いただける機会になると思いますし、回答もいただけると伺っていますので、各委員から御意見をいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。また、ここに示されている素案の中で、間違い等についてもお気づきでしたら、御指摘いただければと思います。

では、石田委員どうぞ。

石田委員： 前回欠席しているのですが、唐突な意見になるかもしれませんが、資料2の21頁にキャリア教育という吹き出しがあります。これは御存知のように、中教審答申で1月31日に、職業教育とキャリア教育の考え方が新たに文科省から示されております。これ自体がずれている訳ではないんですが、それをきちんと背景にしているのかどうか。どちらかというとな行目は職業教育に関する文言で、2行目からはより大きな生涯学習的な視点が入った文言に、文科省がきちんと定義付けしていると思うので、再度検討いただきたいと思っております。

山谷GM： そこは確認させていただきます。

佐藤会長： 今のところは、それを確認した上ではないのですね。

山谷GM： はい。

佐藤会長： そういう正式な文書が通達されているのであれば、それを踏まえて、必要であれば、用語の説明の所にそれを書き加えるということですね。石田委員それでよろしいでしょうか。

石田委員： よろしいです。

佐藤会長： 他にお気づきの点、ございませんでしょうか。

佐藤会長： 松本委員どうぞ。

松本委員： 私もちよつと的外れなことになるかも知れませんが、資料3ですが、基本目標Ⅱが今回訂正されたということで、従来のものと「男女共同参画の実現」ということで、何となく一步踏み込んだような形になっているんですけども、新しい第3次の方ですと、「意識の定着」ということで、なんとなく一步下がってしまったような気がするんです。先程の説明で「なるほどな」とは思ったのですが、そういった考え方でよろしいのでしょうか。

山谷GM： 現在のプランでは、基本目標Ⅳに掲げた「男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革」を、新しいプランでは、基本目標Ⅱに位置づけ、「男女共同参画意識の定着」という形で、「意識改革」よりも改革した意識をもっと「定着」して広めていこうという形にしています。

現プランの基本目標Ⅱ「男女共同参画の実現」は、新しいプランでは基本目標Ⅲ「職場・家庭における男女共同参画の実現」ということで、これ自体の「実現」は変わっていません。

松本委員： 分かりました。ありがとうございます。それから、もう1点なんです、新しい第3次プランは、平成24年度から28年度までになっており、今回の震災の関係で復興時期とおそらくだいぶ被ってくるのではないかと思うんですが、他方これを拝見しますと、重点目標の12に地域防災とありまして、一応、その復興のものについての男女共同参画は、この重点目標12でカバーしてしまうという考え方でよろしいでしょうか。

山谷GM： はい。そうです。

松本委員： ありがとうございます。

佐藤会長： では、今のご意見については、特によろしいですか。では、他にございませんでしょうか。どうぞ、北村委員。

北村委員： 新・新あおもり男女共同参画プラン21。「第3次」ということになるそうですけども。まず、大目標なんですけど、前回から「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」。分かち合って、支え合うことで、どういう青森県を目指すのか。共に分かち合って支え合えば、明るいし活力が有って、いい青森県になるのだということなんですけれど、もうちょっと何か「生きがいある青森県」とか、何か言葉を補う必要はないかなという感じがいたしました。

それから、時代背景です。怒涛の災害がまだ治まらない状況にある中で、青森県も原発の立地があるということから、これからどういうふうに、産業の構造が変わっていくのだろうかという心配を抱えながら、低賃金時代が来るとますます生活の困窮者が…。青森県は最低賃金が全国でも1、2位を競う地域ですから。国の基本計画を受けて、生活困窮に直面する男女への支援を謳ったということは良かったと思いますが、この所を青森県版でももう少し踏み込んでおく必要があるのではないかと思います。今、青森県が直面している低賃金時代の中で、若者が働く所が無いために、顕著に若者の人口流出があるわけなんです。ですから、そういうものを踏まえて、もうちょっと時代背景というか、そういう社会情勢の変化というところを補っておく必要はないのかなというのが1つです。

そのほか質問ですが、資料2の27から29頁です。重点目標の7と8に関連することです。7の「雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保」の施策の方向の4「女性のチャレンジ支援事業の推進」の中に、「⑬女性起業家への支援」があります。それから、この29頁の下から始まる重点目標8「農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の推進」の所で見ていくと、施策の方向の4「女性の経済的地位と能力の向上」の「⑦起業等の支援」。これは一般の自営、農業水産業の起業「道の駅」であるとか、直売の関係というのがイメージでき、それを支援する。29頁の「女性のチャレンジ支援事業の推進」、女性起業家への支援が何故ここに入ったのか。下の重点目標8に「商工業における農林水産業及び自営」があるわけですから、ここの整理がちょっと弱いかなと感じます。きっちり概念があるのだと思いますが、国、内閣府の色々な事業を見させていただくと、今年私の団体でも内閣府の事業を開催したんですが、もっと女性も経営の分野に参画をすること、そして、起業をするというようなことが繰り返しテーマとして与えられるんですね。その所はどう整理されたのかなというところです。

それと、重点目標4に「男性にとっての男女共同参画の推進」。これは、よく分かりました。昨日の東奥日報に、八戸のJAでしたか、国の指導を受けていたのに、役員構成に女性枠を設けることが否決されたという記事が出ていて、県の男女参画団体として抗議したいなと思ったりしているところなんですけど、やっぱり現実にまだこれが必要だったのだと

いう、昨日、新聞紙上で噛みしめたところです。以上です。

佐藤会長： 北村委員からは色々御意見をいただきました。事務局の方からもお答えいただくことになるかも知れませんが、大目標に「男女が わかち合い 支え合う 青森県」ということ自体はいいのだけれども、それによって、どういう社会が実現するのかという、そういうような事を表す文言を入れてはどうかという御提案だったと思います。それからもう1つは、これは私の解釈ですが、社会情勢について記述した部分の所に、震災の影響を考慮して青森県の状況を反映し施策を講じることが必要だ。そのような事を入れてはどうかという御意見ではありませんでしたか。

北村委員： 青森県も原発立地で、今、原発は止まっていますし、この先、エネルギー自体がどうなるかって、地球上で考えていく時代でございますから。その青森県にも低賃金時代がやって来て、生活困窮者がどんどん出てくるのではないかという、そして、若者も働く場が無くてどんどん出て行く。青森県は全国の中でもほんとに顕著だと思いますので、ただ、国の基本計画の言葉をいただくのではなくて、青森県らしい言葉を入れたらどうかと思います。次回まで考えてみますが…。

佐藤会長： すいません。私がちょっと変なまとめ方をしましたが、いずれにしても、青森県は震災の影響を受けて、生活困窮者が増えるのではないかということですが、基本目標とか重点課題の中に、そのことに配慮したことを入れることが出来ないかというようなことですか。

北村委員： それと、策定の背景の社会経済情勢の変化の中に盛り込んでおくべきだと思います。

佐藤会長： それから、あとは29頁、30頁で、「職業・家庭における男女共同参画の実現」という所で、重点目標7の「雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保」の施策の方向4「女性のチャレンジ支援事業の推進」の所と、重点目標8の「農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の推進」の中にある施策の方向4の「女性の経済的地位と能力の向上」の「起業等の支援」はどのようなことを考えているのかということで、この3点でよろしかったでしょうか。この3点について今答えられる範囲で結構ですので、事務局側からお答えいただけますか。

山谷GM： この大目標に関しては、いろいろ検討しましたが、目指す社会像自体は国が掲げておりますし、県のプランでも掲げておまして、男女が性別に関わりなくそれぞれが能力を発揮できる社会です。それを目指すためには、男女が共に分かち合って支えあっ

ていかなくはないということ、この大目標は第3次にもそのまま使わせていただくことにいたしました。他の委員の方からも御意見をいただきたいと思います。

佐藤会長： そうですね。前の新プランを策定した時に、この大目標を掲げましたので、その時に提案していただきました内海先生から是非、御意見を伺いたいと思います。

内海委員： 内海と申します。これは確か委員で標語のように書いて、私のものが採用されたんです。今回資料3を中心に読んで来たんですけども、この組立はとっても苦労されたと思って、大いに支持したいと思っています。というのは、もう基本法が出来て10年、国も含めて20年くらい取り組んできた訳ですから、本来、百人の一步から一人の百歩へと進んでもいいのかなど。社会教育と生涯学習の観念で動いていたんですが、先程の新聞発表も含めて、やっぱり、百人の一步を踏みしめて行かなければいけないのかなど。そういう意味で、基本目標Ⅱに、もう一度「定着」という言葉を入れたというのは、正解かなと思うんです。目標はどんなにすばらしいものを掲げたにしても、問題は方法論なんです。技術論というか。そろそろその所の議論をしていかないとだめだろう。その技術論、方法論がうまくいけば目標っていうのは達成出来るんじゃないかという気がしてるんです。これは教育も含めて、石田先生が良く御存知だと思うんですが……。そう考えていきますと、確か現プランの時に、県の生活創造社会のプランが出ていて、この場所でしたか意見交換をした時に、県の方は2030年の日本を想定し、その中における青森県の立ち位置を考えて、あのプランを作ったという説明があったんですね。「では2030年の日本はどういう日本なんですか？」というふうにお聞きしたら、それはよく分からないとおっしゃっていました。わからないけども、青森県の立ち位置を考えてと、その中の1つに「人財」とかありましたけれども、結果的にそれは正解だったと思います。こういう震災が有るなんて、その時は考えていませんし、リスクマネジメントも考えていませんし。今回見ている、防災の女性関係者はゼロとかね。だから、そういう意味では、厳しいのだけれども、やっぱり百人の一步に行かざるを得ないですね。これから大事なものは、青森県における指標。ここだけは他県と違う、追随を許さないという男女共同参画において何とかなってるということをそろそろ決めてはどうかと。たとえばアントレプレナーシップで言えば、情報です。ほとんどの企業でうまくいっているのはIT関連です。それを青森県はどうするのかということも含めて、これはしかし、県の産業の分野だと思いますけれども。それから、名川を見ても結局、流通破壊ですね。女性がどんどん産直絡みで販売し、経営者になっていく1つの手立は、既存の農協を中心としたシステムの中に乗ってはいけなわけですから、ITを使って流通革命。それがイコール価格破壊ということに繋がっていくと。一方で既存の大きな所はどんどんグローバル化していきますから、消費についても、地産地消で小さくやっている所と、一方でグローバルに世界的規模で物事進めていくと。これがこの2030年位には、65歳以上が3分の1以上を占めるっていう人口比、

年齢比の中で、どうやっていくかということも考えていかなければいけないと思った時に、この資料3を見て、私は百人の一步を着実に青森県は進める、プラス青森県らしさを何か1つ、その時に確実にここだけは負けない、ここだけは数字は絶対下がらないっていうものについては多分、方法論とか技術論とか確立されているんじゃないかというような感じを今回はしました。以上です。

佐藤会長： はい、今は新しい計画の素案そのものについて非常に支持していただく御意見だったと思います。今の大目標の文言の事については、先生の案が採用されたっていうことですね。

内海委員： とりあえず、こうだっという目指すものは無いわけで、手を握り合う所から始めましょうと。お互いに握り合えば、見つめ合えば、とんでもない方向に行かないだろうっていうだけのことなんです。ただあの時は、字面をいっぱい並べるよりは、みんなが分かりやすいものを大目標とかスローガンを設けましょうということだったんです。今、三沢のハーモニープランの改定に関わっているんですが、小学校5年生でも分かるようなものにしませんかと言っているんです。策定した後、皆さんに忘れられるところがあるので、平たくしてなるべく親しみを持ってもらうっていうのが大事じゃないでしょうかと進めています。あの当時は、具体的にどうだということは決めていませんでした。そういう意味では、やや曖昧な部分もあるんですが、とりあえず、男性と女性が支え合って、向かい合って行こうというのが、私が大目標を書いた時の理由です。

神課長： 内海委員から制定された時の経緯とかのお話があったのですが、委員の中で、もう少しパンチの効いた方がいいんじゃないかというような、大目標を変えた方がいいんじゃないかという委員の方は、他にもいらっしゃるのでしょうか。

佐藤会長： そうですね。先程、北村委員はこの後に何か入れたら良いんじゃないかというお話だったと思うんですが。この大目標について、御意見を伺いたいと思います。変えるという具体的な御意見でも、このままで良いという御意見でもいいと思いますが、どうぞ御自由に御発言ください。

北村委員： 私の意見は、第3次なので「新・新あおもり…」で、それを「第3次」と謳うのであれば、ちょっとという私個人の意見です。次回までで結構です。

佐藤会長： それもありますが、第1回目ですので、「第3次あおもり男女共同参画プラン21」という名称についても、御意見をいただく必要があるかと思っておりました。名称とそのプランに掲げる大目標はやはり基本だと思います。これまで、「第1次」、「第2次」

と言ってきていませんので、「第3次」でいいのかについて伺っておきたいと思います。
いかがでしょうか。どうぞ、石田委員。

石田委員： まず、「第3次」ということなんですが、私も実は「青森県生涯学習振興計画」を出した経緯がございまして、最初は「青森県生涯学習振興計画」、次は「新青森」、次は名称に困りまして「第3次」といたしました。行政的にはこういう方法しかなかったのかなと、私は全然違和感を感じておりません。関連して言いますと、大目標も非常に賛成です。その当時、2回位前は、「男女共生社会」とかそういった言葉がずいぶん使われていまして、その中でも、これに関して言うと、男性にとっての男女共同参画推進はまさしく、内海先生が仰ったようにまだまだこういった見出しが必要な社会なんだろうかと思いつつも、違和感も感じています。「第3次」で、施策と事業が、自分が行政であれば、これはどんな施策につなげて、どんな事業に繋げて行くかと考えてみた時に残念ながら非常に乏しいという所がありました。ついでに教育の話で言わせていただくと、重点目標5の「男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実」。タイトルは賛成です。ただ24頁を見ていただければ分かるのですが、上の2行までは非常に大きな観点から考えていますが、教育と学習は基本的に違います。教育という場合には、学校教育、社会教育、家庭教育という主に世間の方々が見る教育というのは学校教育の事です。学習というのは、まさしく生涯学習の理念に基づいた学習という考え方だと思います。事業を見ますと、教育に関する部分、非常に大きな部分が、生涯学習課が所管している事業が列举されております。これは内海先生にもお聞きしたいと思っていたのですが、24頁の教育は、高等学校の家庭科男女必修など男女共同参画に関する教育の機会の充実のあたりが、実は今、平成24年の教育が新しくスタートする段階になっていまして、この文言が一番最初あたりに出た言葉とどう違うのか、施策と事業とここに書かれている言葉が一致するのか。むしろ、25頁の上から4行目に「性別よりも個々の適正や能力を尊重した教育」、まさしく教育とは人格形成の場としてあるわけで、男女云々の前に、例えば人間としてどうだとか人格はどうだとか、その上で、男女はどうあるべきなんだという手順で示されていかないと。ここに書いてあるのは全て正しいのですが、「第3次」で出す部分にこの文言でいいのかという感じを持ちまして、内海先生や佐藤先生の御意見を伺いたいと思っておりました。

佐藤会長： では、石田委員からは大目標とプランについては事務局案に賛成であるということと、教育の面で24頁と25頁に関しては、新指導要領が反映されていなくて、最初の頃の繰り返しではないかというようなことでしょうか。

石田委員： 男女共同はまさしくそういった観点でスタートしているのですが、むしろ、今や一般化され、もはやこのあたりはクリアされているのではないかと。今、平成23年ですと、「第3次」になるともう少し文言の整理が必要かなという思いです。

佐藤会長： その点について、内海先生とか私とかと言われましたけど、事務局はいかがですか。

山谷 GM： 北村委員からお話がありました、低賃金時代、社会情勢について、資料 1 の中で、策定の背景も含めて考える必要があるのではないかということと、29 頁の雇用の場で良いのか、それとも、農林水産業及び自営の商工業の方が良いのかの取扱いについては、次回までに整理します。

それから、今、石田委員からございました、家庭科の男女共修の文言の整理に関しては、次回まで検討させていただきます。

神 課 長： 一般の感覚では、家庭科の男女共修と県立高校の男女の定員枠については、男女共同参画を考えた時に象徴的な取組でした。家庭科の男女共修は、いわゆるワーク・ライフ・バランス、男性の育児・介護・家事への参画の基本的なスキルであるとか情報であるとか、そういったものを我々行政としても推進していく場合に非常に大きい後押しをしてくれますので、ここに持つてくることは私は色あせていないと思っております。御意見については、文言などを考えてみたいと思っております。

佐藤会長： 今のことにつきましては、これでいいかなと思います。先ほど評価いただきましたけれども、教育の「男女共同参画」という言葉はこのプランでは始めて使われております。今まで教育は「男女平等」ということでできておりました。先程、御指摘いただきましたように、性別も考慮はするけれども、一人ひとりの子供たちを見ようと、個性を伸ばして行こうというのが男女共同参画なんですね。踏み込んだということで、ここは進んでいると思います。それに合わせた説明文になっていないということであれば、後で、調整していけば良いのかなと考えております。

内海委員： 少し前に、青少年・男女共同参画課の方で、県内の高校 2 年生向けにサブテキストを作って、全部の高等学校に配ったのですが、ほとんど活用されていなかった。研修しなければいけないと思うんです。先生方がしまい込んでいたり、聞いてみると、それを使って授業をしたことがないと言うんです。せっかく、お金も時間もかけて良いものを作ったのに。あれは正に男女共同参画の啓発のための良いサブテキストだと思っているんですが。今の政権の鈴木副大臣が教育に関していろんな重要なことを出しているんです。教員養成 6 年間もそうですし、いわゆる保育所と幼稚園の一体化の認定こども園でないものとかです。実は男女共同参画に関わるような重要なものが入っているんです。それは、今後どうなるのか。おそらく、民主党政権が続いていれば、4、5 年経たないうちに法制化されるだろうというものもいくつかあるんです。その辺の見極めが実は良く分からない

のですが。個人的に悩ましい所なんです。特に教育以外でも随分、女性の起業云々も、かなり民主党は主張しています。秋口までの動きを見て変わるところは有るのかなと思っています。

佐藤会長： はい。私の時間の管理が不十分だったのですが、あと10分位となりましたので、これまで、まだ御発言いただいてない委員の方に御発言をお願いします。御自分の御意見と、それから先ほどから出ています大目標とプラン名称について、お考えを表明していただいた上で御意見をいただきたいと思います。では最初に、木村委員から、よろしくをお願いします。

木村委員： 木村です。よろしくお願いいいたします。今の大目標の部分なのですが、私はこの大目標を策定した時には参加してはいなかったのですが、市の総合計画のキャッチコピーを作る時も、私も非常に悩みまして、今、内海委員からお話があったように、分かりやすい、誰にでも伝わりやすいということを先に考えた訳です。その際には、漢字の「青森」ではなく、ひらがなの「あおもり」の方が伝わりやすいのではないかと、そういうことを非常に悩みました。今大目標をパッと拝見させていただいた中で、これは、分かりやすいのではないかなって感じたのが私の印象です。

「第3次あおもり」の「第3次」の部分には違和感を覚えないとは言いませんけれども、「新・新」と続くのもどうかと思いますので、これはこれで仕方がないことなのかなと感じております。後は個別の意見といたしましては、資料2の35頁、重点目標の11「生活上の困難に直面する男女への支援」という部分の上から4行目ですね。「不安定な立場に置かれがち」という表現になっているのですが、生活上どうしても困難な弱者に降りかかっている生活上の困難であったり、様々な経済雇用情勢というのも勿論、反映されてきますけれども、今の震災のように突発的な事が起こって1番降りかかってくるというのは、やはり弱者の方々ではないかなと思います。そこはより具体的にリアリティーを持たせる意味でもいろんな重点目標の中にもございましたように、何年度にはこのような数字がありましたとか、今現在は大体このような数字ですというような、平均賃金を載せるなり具体的な数字があれば、より根拠になるのかなと感じておりました。もう1点だけ。同じく資料2の37頁、重点目標13の部分で、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」という部分。拝読させていただいたんですが、その中で暴力って言うのは、どうしても根底にあるものですし、解離性障害等様々な起因を生み出すものでもあり、世代を超えた負の連鎖が続く部分でありますので、その部分は暴力における様々な派生するところをもう少し強調して書いてくださると良いのではないかなと感じておりました。以上です。

佐藤会長： 分かりました。木村委員からは2点ほど御意見がありました。これは事務局の方で書き留めておいていただければと思います。

では、佐藤委員から手が挙がったと思いますが。

佐藤委員： 佐藤でございます。よろしくお願いたします。第3次のプランの重点目標の12「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」というのが入ったのが、非常に良かったなと思います。やはり今、大震災以降、あらゆる分野、産業・行政も含めてですが、震災に対応していかなければいけないというのが、今、基本的に大前提だと思います。そういう意味で言うと、資料2の35頁に例えば「災害発生時には、不便な生活環境の下で家事や育児などの家庭的責任に対する負担が女性に集中する問題が明らかになっており、防災の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要があります」と。そういう視点というのは非常に大事なことで、避難所の生活ひとつ取ってみても、プライバシーだとか着替えを含めて、そういう立場になってみないと分からないことが有ります。それをこの男女共同参画という枠組みの中で、災害時における人間の暮らしがちゃんと維持できるかということです。今、被災地では津波で助かって、普通の暮らしが維持できなくて自然死の形で亡くなっている人がたくさんいると言われてはいますが、まだ日本の国はそういうことに対応出来ていないですね。避難所の有り方ひとつとってみてもです。そういう中で見て、じゃ具体的に何をやるんだろうかという、資料5の関連事業一覧表を見てみますと、7頁にこの重点目標12に対応して、「(2) 防災・災害対策分野における女性の参画推進」がありますが、この内容を見ますと、この重点目標12に掲げた非常に志の高いところに全く対応出来ていない。「消防団紹介」で良いのかというようなことがあります。立派な目標を立てるのはいいのだけれども、県民にとってどんなサービスが有るのかというの、具体的な事業で何をやるのかを常に照らし合わせて見ていかなければいけないと思うんです。その上の「市町村、NPO・ボランティア等の連携促進支援」は多分これまでの歴史なんだろうが、これだけ事業があると。それに比べて防災分野は内容が薄いことが、これを見ただけで良く分かります。こういうところも含めて見ていかないと、今までの事業が本当に成果が有るのか無いか。ここは事業の仕分けの場ではありませんので、中身の詳細について言うつもりはないんですけども、目標をきちんと立てる事と、どんな事業で県民に還元するのかということと、きちんとリンクさせて見ていかないと、目標が立派だったけれどという話になりかねないと思いますので、それをあえて申し上げておきます。

佐藤会長： それでは、まだ、御発言いただいている、東出委員どうぞ。

東出委員： 東出でございます。よろしくお願いたします。まず、大目標とプランの名称についてですが、大目標については、やはり木村委員からもありましたように、分かりやすい、誰にでも分かる形がいいと思いますので、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」というのは賛成でございます。あとは「第3次」という所なんですが、若干私も違

和感がありましたが、他に思い浮かばないので、「第3次」とするのは仕方がないのかなとは思いますが。

先程石田委員の方からもありましたけれども、教育の部分の中で中学校、高等学校の家庭科必修という部分がありましたが、私はここはやっぱり載せてあるべきなのかなと。歴史的な部分が一応書いているのかなと、素人目で見ますとそう思いました。

あとお聞きしたいんですけども、家庭科が男女必修と書いているのですが、私の記憶の中ですと、技術・家庭という科目があって、家庭科は女子がやって、技術は男子がやってという形があったと思うので、家庭科だけが男女必修となったんでしょうか？技術も男女必修になったと思ってたんですが。家庭科だけこういうふうにやられると、かえって男女平等じゃないんじゃないかしらと思ってしまいました。この辺の記述に関してなんですが、どのようになっているのかなと、質問と言いますか、気になっています。以上でございます。

山谷 GM： 家庭科の必修については、歴史的なこともあるので、佐藤先生の方からお願いします。

佐藤会長： 歴史はともかく、今おっしゃったように、共修になる前は家庭科と技術と男女で分かれていたと思うのですが。家庭科の中にも家庭総合とかいくつか分かれているんです。家庭総合の中には、家庭に係わる技術という面も入っているので、要するに両方とも最大限か最小限かは別として、学ぶ事になっていると思います。あとその点に関して、石田先生の方から何か補足はありますか。

石田委員： 現在、教科の履修は必修ではなく、必修となつています。また、家庭科については、平成元年から「男女共修」と指導要領では表記されています。家庭科は必修科目で、家庭総合（4単位）家庭基礎（2単位）生活デザイン（2単位）のいずれかを1科目履修することになっております。

佐藤会長： 今、東出委員からお話があった技術の方も、入れるべきだと。そこの所はもう少し、中身にどういうことが含まれるかという事を確認した上で、記述を改める必要があれば、そのように対応するという事によろしいでしょうか。

では、他によろしいでしょうか。

ではすみません。お隣の本間委員か齊藤委員か山谷委員に御意見をお願いします。では、本間委員をお願いします。

本間委員： 「第3次」という表記については、それなりの思いがとおりだと思います。今のご説明の中にも、それが反映するような内容に新しい方向性が出ていますので、余り

総花的にならずに、重点を絞って具体的に、それこそ他の追従を許さないような成果を目指して頑張っていたいただければよろしいのではないかと思います。

それから、もう1点は、大きな話でございますが、この防災の対応策について、本当に災害が起きると、今までの生活基盤が全部ひっくり返るわけですし、非常に難しい事ではありますが、そういった時点でこそ男女共同参画の真骨頂が問われるのではないのかなと思っていますところであり、今後のご健闘を期待するところでございます。以上です。

佐藤会長： 時間がなく、ごゆっくり発言していただけないで申し訳ありません。本間委員からはプランの名称は良いのではないかというお話と、防災対策についても御意見がありました。では、斉藤委員か山谷委員どちらからでも。では、斉藤委員お願いします。

斉藤委員： 斉藤でございます。私は手短かに資料2の24頁の所です。「男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進」です。ここの所をもう少し具体的にどのように進めていくのかなというふうに思っております。「男性を対象とする男女共同参画の理解・普及の促進」。もし出来れば、農村部の男性にも学習する場を設けてほしいと思っています。というのは、先日、新しくVic・ウーマン探しに躍起になっていた時に、農村女性リーダーの所に行ったんですが、まだまだ封建的なところがありまして、女は外に出なくても家で仕事をしていれば良いんだというお父さんに会いました。なかなか進めていくのに大変だなと思いました。ここのところで農村部の男性も忘れないでほしいなと思いました。以上です。

佐藤会長： ありがとうございます。では、山谷委員よろしいでしょうか。

山谷委員： 山谷です。雇用についての立場からですが、一つとして、キャッチ・コピーについてですが、新たな計画を策定するのに同じのかなという印象を持っています。

それと、基本計画の中の前段の経済状況等は、青森県も含めて全国的にもこんなもんかなって感じはしております。特筆する事といえば、全国に比して女性の非正規者の割合が多いということがあります。また、青森の場合、正社員を希望してもなかなか非正規から抜け出せないという1つの大きな課題です。

ワーク・ライフ・バランスについてですが、青森の4月の有効求人倍率が0.39です。沖縄が0.28ですか。常に46番目という位置をがっちりキープしているわけですが、有効求人倍率が0.39なのに、何故他県の方に行かないんだろうかと。福井の方が1.08くらいでしょうか？東京が0.79だったと思うんですが。そういう面で、何故そういう働く場が無いのに低賃金なのに、他県に出て行かないんだろうかっていうところもですね、この点あたりについても踏み込めば、ちょっと青森県らしさっていうのもまた、この中に盛りこめられるのかなって感じはしております。

佐藤会長： では、御意見として伺っておきます。すみません。時間が予定より過ぎてしまったのですが、今日お出しいただいた御意見は、直接事務局の方にも聞いていただきましたので、取入れるところは取入れていただいて、そして、最初にあがりました大目標とプラン名称については大方の御意見を伺ったところ、このままでよろしいということではないかと思います。ただプランの名称につきましては、計画策定についての記述のところには名称をこのような理由で「第3次」というふうに称することとしたことを、少し書き加えていただければよろしいのではないかと思います。

北村委員： 全国の自治体もこの計画を作っていると思いますが、面白い名称で出している所があったら、次回にでも教えていただきたいと思います。以上です。

佐藤会長： ありがとうございます。まだ御意見があるかもしれませんが。この場だけでなく、終了後も御意見がございましたら、事務局の方へ御連絡いただくということでもよろしいでしょうか。これまでもそのようなしてきましたので、是非、御意見やお気付きの点がある委員の方は、事務局宛に直接御連絡いただければありがたいと思います。よろしくお願いたします。では、時間が押していますけれども、最後の議題で「各種審議会等委員への女性の登用状況」について、簡単に御説明いただきたいと思います。

山谷GM： 資料8に「各種審議会等委員への女性の登用状況」ということで掲載しております。今、県では70の審議会がありますが、そのうちの17を実は9割以上が充て職であるということで除いていましたが、先程説明したような理由で、今後は全審議会でもトータルして40%以上を目指すということで、県では取り組んで参ります。県全体で見ますと、昨年度は4月1日現在で31.6%でありましたものが、今年4月には32.7%と1.1ポイントアップしています。今後も引き続き着実なアップを目指して、取り組んで参りたいと思っております。以上です。

佐藤会長： このことに関して、特に御質問等はございませんでしょうか。

時間配分の進行があまり上手くなくて、申し訳なく思っておりますけれども、ただ各委員からいろいろな御意見をいただけたと思います。また次に繋げたいと思います。皆様御熱心に御意見いただきましてありがとうございました。今日は以上で審議会を終了したいと思います。最後に事務局から御連絡があるということですので、よろしくお願いたします。

神 課 長： 佐藤会長、それから委員の皆様には長時間大変ありがとうございました。次回の審議会は8月24日水曜日13時30分から、この会場で開催の予定です。後日、御通知申し上げますが、予定に入れていただければ幸いです。今日は本当にありがとうございました。